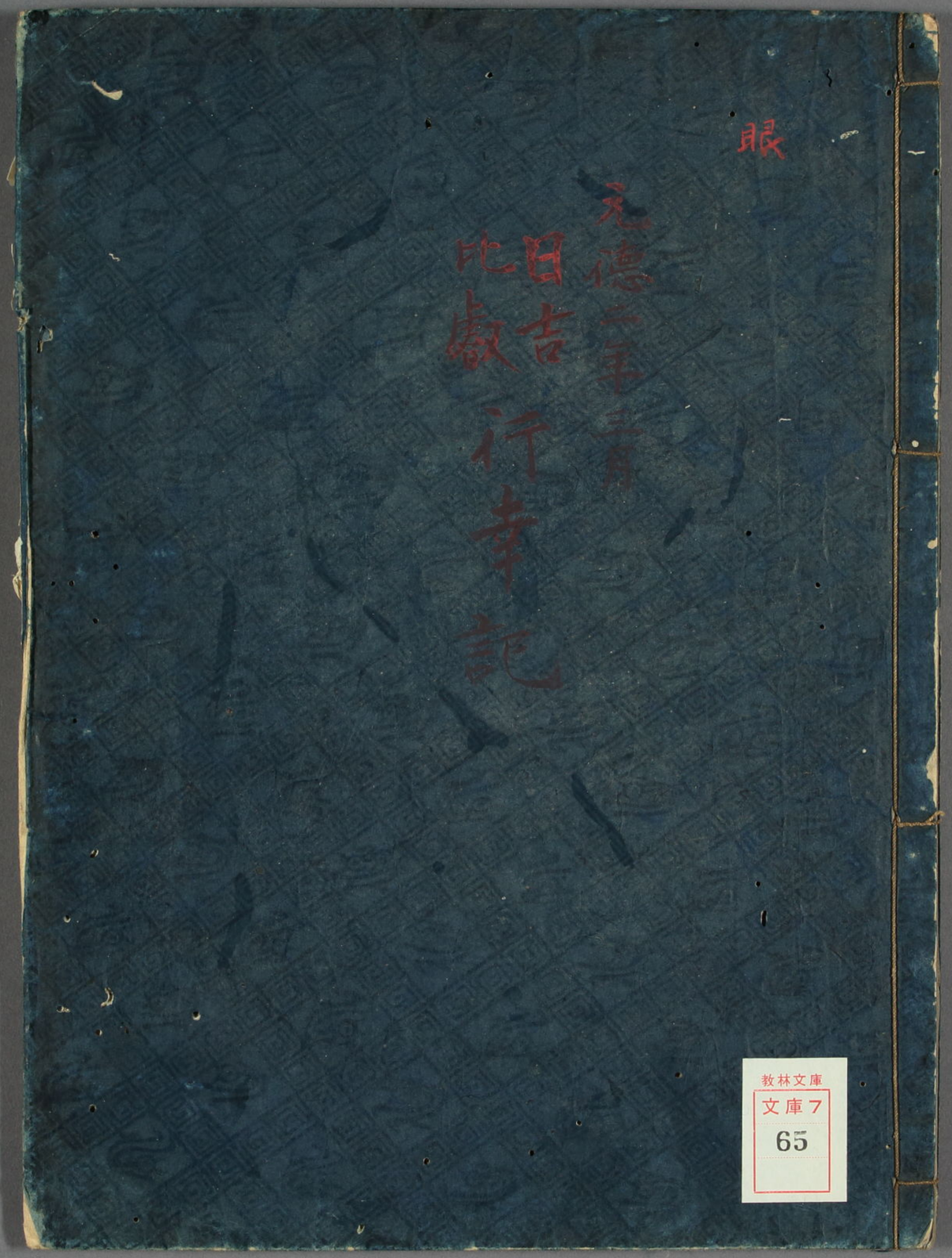
眼
元德二年三月
日吉
比叡
行幸記
教林文庫
文庫7
65

山門

天台山
塊率渓
雞頭院

庫7
65

元德二年者九十五代後醍醐天皇御年也

敎林藏書

早稲田大学圖書館藏書

元德二年三月日吉社並叡山行幸記

抑日吉社乃行幸ハ後三條院の御宇より始まりて順德院
まで四代まで十二ケ度とかくの帝此幸し給ふ
ことなれハ一人出給ふ事なれハ又四教信ぎ
いとらさるゆへとの十四代の寶齡なりて三條院の
威光をうけ給ふのみ方國乃王化ふ事ふのふ
ふ又ハ天下泰平此ゆへなり扨行列の前陣すこ
れも神寶ともなるく奉人ともまる遥乃先ゆ
寶物ハ現世の公卿上人のうちなく禁色雜袍束帶
くるハ元ほとなる行粧ハ五花ふ明ふ秋ふ
ふ色潔一田舍衛府の拳動ふ行ふ
見ふ人ふ諸國の下臈ふ
又京都の貴賤上下於泉万里小路より三條河原西

口遊ていろまて見物筆機数のかま人ありしみちを松坂
檜器をちら又佐基里文河原になりぬれど鴨長明か遁世
跡いおなりにみゆらわすり地八山と知りそめて遍照
僧正のすみ給ひ花山もこえてすみける音羽山
山科かき意山安祥寺松の戸あつてまくしく君田森鶴坂
駄駒の四すゑうつしくて関の戸ちかくなり行ゑ
けふもくれてゆきかふいとし水ことにて山階寺も行かさるなる
主北ら勧寮田口此山座り比方志らくなりけり時ゑ
逢坂のあとちかくとうそおそれ侍るに侍るは世紀ま
さしいでかく誠くおつまちけらんにみそなはす歳気色
さそそれぬかくしけん

繪

関山のすゑ山八柿乃代の宮むすゑ 恵心僧都筆

再興して梵字はるかにみせる関る近く在り絵はみ
出の大津浦にうかゆるかすらしもあまつりてゆかりけくみえ
あるはそのかみ當来導師乃園城寺ハ教待和尚乃古跡とや文
保発止持ち造立いまさかへされハあさましおもひしめされ
告けて久しく侍りる龍花會の料所讃岐国賀茂郷を
之しけ寄附されて還御乃のちところれけるあまり⊙ちかく
帳あくこそいけりしみ中くらもとろかる石田戒尾花
井とすさて錦織のさまいそ絵へハ湖光渺渺として舟
山色隆離しわ雲此湖相乃為といふ一句の花にところ龍頭
鷁首とおもかけく 音楽歌舞しける 極楽浄土のありさま
とも 八功徳池にとかこの流海もきらにわかれて浪花
衆の手へとるそ天竺の海龍も乳の向ってそれおハすみ
まへ存の船とも 玉輦おりとそそてまつりんにてうるはしく

としありし子なりしにても愚なるとなくかゝまりて志賀辛崎に
ありけれは世にたなる子日よりと内へさ松を嫁りさて
かゝりけるかよさゆり多井の家の記なりもいちさうくお
ほ江のうきりしかゝるは三条の御へよなかわ思れハ
富津のあのうちすみかけそ桐井御ハありし

繪

馬場殿の名右よりく絵へて作庭の比わかうらけるは早尾
ほよりうるまて此みちりかはそのそして大和よ来あれ
うち大前ハ此大千万ともみてらす太皇三位の下るひさより
よりの多井えよちらくて蕭こさる用吉本堂こうも穏
河東清より七星新をなすく出月光ほりすこ天河
のこよや水の色ハ文字して流れ常住の文となる
ぬかるされども泰清の人まされか灯燈の力なすかさん
葉には社壇ハひとしおゐす神さめてあそれかゆしめ
されぬるよりも此作公清さう坊信

繪

大宮此岸下坂頓宮へかまへてすてよ條幸なれは延ハ南の色
も時をは知りまやと参よりかれる宮あれと此ゆさの故て
梅のよ作る小夜文ハうたかりぬれて何漢雲あさかより宿
星近くりあのこの時帰絵寮小座よ修らふも此庭をも安神
祇の官人東三脚此前より代ちさて神寶備さてまいり
内蔵寮の幣まいり梅の膳掛供をも采人の馬引かへ上へ公家
御庭より比の続けまて
主上の御の座を前にしはこれは上へ去もりて此幣され
采人手づから馬此様奏をも外をも人姓へも上へ庭太子
そうこの時新筆相條氏あかりて上への冠よ挿ほの花さし

はさむ舎人の簀は六位清藤原従の者を史生これをつける

絵

其次に陣をひきて神祇官諸司すゝみて社壇
にまゐれば舎人伶人奏楽して列をなして上卿
たまゐりて宣命を内記菅原長経宣命をもちてすゝむ
右少弁兼長大史史達遠大外記師右右役中すゝむ
拝殿の前の此まゐる宣命の庭半紙をうけ宣命ながら上卿
宣命拝見して宣命よりてあけて社司達長に給ふ達
長これを給て拝殿をのぼりて神殿の前
にくはへられたる珠のすられいときよらにめでたし
神主道貞賓として上卿にそのほかれて東北門の廊の座
出られれて辨史両番その座にひろ捻捷座に三尺数
王前出也侍正慈厳栓前出侍正覚留吐也て后台此地服萬経

まゐる社司諸人は両北廊下にかれ板に此舎人伶人ならぶ三度めり
かくりては伶人舞盃杯かしたちすゝにまゐるに筆調子
奏を御馬のり廻りいうして後あちたかいそかよ
かれた上とちよち拍子ねきくあさくきぬ日光のきらきらと
舎人まいりのまゝまいりてよきくてうらぬきさてれあふ
そて走ろう人のあとをよりて久米かのりをみてすゝ給
此らるは足は行の幣はけのとあまた袁風にさそはれて数
おりもせしいとめでたきものいとえんなり

給

其後帰ア案内神楽の座をすゝみ給ひて舎人これもすゝつき
近衛の召人贄子にさうらひて神楽はしまる哥はじまるに
なりて神楽をもよそくおもてすゝに是御めされて
三着ともまいうて梅の衣ほど此明る向殿にあけ

侍りしやうやうあきらかになりしのこゑとともに神のうたをよみすゝ
ゑらり給ふん

絵

明楽けるは人是を宣下ありて三曲伝りて検
貴とも是となりて検校御教授守 指授此叙王 導云貴讓 検校御教授海 検勾当 前検校
正三位 貴讓 検律師 勾当御免 惣厳貴讓 ともに又検校道長祝賀上京して叙し
神之道貞小比叡祝擧昌同神之行仲検校直成貫従四位
上まなかりても以下古今人物に当りて各一階を給
ひし事長もて此れ大検校祝神之以下此初官ともに福
給ふ文検校勾当検校勾当勾当の様は年史初代史生次のごとく
られるを以てこゝに上の年史木以而へ参て昭和平安のよし
奏を奉読して唱伝てるの多聞のきせ以馬は伝ふ所

絵

又おもひ勝寿院懸燈幸台嶺之絶頂絵楽湖水漢家山々
環宙巌泉寅牙雲盡人神之巌槃深峻極之紫嘉祥之美俗塵
心をへだてておもひねさへいはなかりけるに退凡下乗の霊山
金銭をたゆる七宝結界し給へる峯にはいよいよ牛馬をも
ちかづけず御むかしは云何も出仕の儀式にて伝はれるとも御ほまれた
なおおもむきもりてはおもむきて御まへのちをも
ゆるしてまもなく年も検校殿上人とは下ハさるゝ絲鞋をも伝
れは掃巷斜踏岐猿部をさへいもいさゝ盤折のみちおもむきと
たゝふにはなりなして万古にむかひの御代の縁にて

繪

彼泰皇泰山に臨幸されしにかへすゝしとおもひしかるを
明小山に行幸は桓武陽成おのの御まなびしより御代代
幸路をそまいりて今時のぼりはおしとなさせられ歳のすゝまれ

ハそこのこゝ義はとこの人〻信をそめく志ある人〻めや末代のゆゑ
乃昨本事にも使僞に記され給へる元延暦廿四年代に山背ハ
山崎と称され日暎を比叡と称せられしより當山の宗
教の外をいへるに百王安全の守護なりされハ普天率土
其中いづれの所か王土にあらざる志るされしとは台嶺を以て
叡山と号するは君の此山なれもなり 宗廟社稷の神ハ
何れの社も王時より何ぞ先に守られ志玉ひしより日吉とする又や志
ると称することは君乃此社なれもなり相く當社の此
事をいはさハ神の代の事をさ此こと異説多く有て一件に
さだめかたく且ハ御余なれども伝れハ秘して申さず
ことわりなれどさまざまいやなほ云ふなハ此の道その語とは伝へし
なれて此の世の人へ傳へとは申しつてさらにけしもなし
なすさんそその神おそれ傳れハ一の傳を用せざしいまてらざるなれ

まつるや川 二宮権現とハ伊弉諾伊弉冊尊乃此二柱の子月神
すなはちこれなり法性を此さとりあしてみよ此ほどに顕し
給て万物を生育し 神代のそのこころこの家にすゝ給く
比叡山の坊し とありて給ひ則人に地に権現坂ハとなり（説定而序云々）
川比子大宮権現と申ハ伊弉諾尊の御弟誕と申なり又これ
なまきおハいふさるもゆかしく素戔嗚尊此すゞ御子大巳貴
其そや国乃主となり天照大神よりまたる給てまつりたれども
佛法乃に欽明天皇乃此代に佛法始て南都に渡り入りハ利
益前世昔の此歓喜にありて知なりき此時大和国大三輪に
新羅より栈戦の時にさわりよれハかつてあらはるゝ
其りしら乃此の人もかく天智天皇元年四月中の申乃日
三輪山よりこれ叡山に降臨し給ふ（説定而序云々）あまてるおほん
ハおいのこの此寶殿に別の此庭にますまぞそ神服神家来

備前よりわたり宇佐の御神大菩薩にいましましまさぬ修
まで聖真子とは宇佐八幡宮也傳教大師御渡海の時此
かの社にまいりて経をよみ法花を講じてあがめ奉り
又此とはしく此の御身の緒なりせば夏ともなくうつくしきもなく
此寂光をひらかれその後我この国にかへりしくわしき
これをわれもいたしうやの法楽のためまさきまいらせしと
にありけるまゝには法をかゝくの上人の佛法をまもりとし
しとてみれば此の人の童子として此の教をうけられけり此時
御所さまに和歌を経て此くしとさだまり給ひし其よみ
ぬきまいりける紫の衣をまとひたりける其より其
代のさてひかりすぐれ侍りけるかしこき節給へりけれりなりて
此の山の上にみる此乃大宮にたえまつりて別の神殿をたてて
勤請したてまつり其後の童子をまもりてあがめ奉るなり

霊験いちじるくましまし御ん諸ゝの衆は大師の御経をまもらる
らせていますを庭主也此国の守りはかのくにより此むかひて
まつる八王子三宮ハ諏方北野下宮人ハ白山十禅師ハ春日也
祢宜中七下七ゝ下當社八十餘社の霊跡多くハこれ日本国中
乃大菩薩にて浄土の此中まさのこゝにまつりし王城守護
の神にて帝王代ゝ御世に崇められて法をまもりこれを語る
今この山王國家守護の神　帝都をまもりてのちに天下をも
諸神又たち東條を叡山にいまして霊験あらはれて天照
大神をいはひまつりて此御神まもり給ひて諸神の
御命をたもちきこえ給ひし末代までもかはらで日吉山王の
のおはしましける事なれば仏法いまもわれの法の守りたま
ふなればひろめて此国を守り給ひつとて祖師をもまもり神と
此代にも目出度と申し伝へたるとかやいはれあることにて

作れるこれを以て一ありて数をもれ白
枝柔明月集より伊勢日記一卷の内より作りされも
王城と叡山と比叡と伝法と八宗比翼のごとくにて一体なる
はあるべきことなりとうたを考へ
ゆるを知叡信と申すべきなり
同歌　皇后宮の御方にて上人中書北小礼書三
ちひろをくりかへして上礼書のとをく二同
あり給ひてのち後堂へいる所白拍子
して腰興の時まへまて一曲なり興に二面の月へ
たるつる内陣の礼盤よりく
給ふ所なく侍のすこし作ハ歌鄭重のいろ
感意ニ　ちあきあるや東礼書三同お庵　ホとゝ
すてまいくゝ仕給へ上ゝ内大臣公実公帳より
たかゆ寺

大和記師方とをりて沼中のことを知られて涙をまし
給へ春宮大夫公宗侍従中納公公州公藤原ノ公左中将公
為定新中納言宣世左衛門督隆資新宰相後民三條宰相
実治右兵衛督実房右大弁三位資州家兵部卿宰相
家光ハ北殿中将為忠兵部大輔同源具光侍従中将同康親西園寺
大中将為兼伊後藏人侍従同家房右兵衛佐侍従同房之各
胡南ノ作りもの或ハ有後正臺法僧の似色のもの
りて半色ノ如ノ如呪乳導師北小仕をそなりて
列をいふをとりすり頭唄師おをりめて二百餘に乳僧
西ノ南色ノ有りやはくこと祝呪乳導師集まり北恒小
ゝ作りてするかちいて作ハ侍ノ考ゝ
まりて蓋とり行導ノ す舞楽のまいりすとうたり
わゆゝ作れて高座ノ北ノ 統儀式なくて ノ伽陵頻

胡蝶のちら師子の記なとかゝれし物天花し也
師子ハ新庵よりおりてまへ写経坊孔し也古ならしめて
説法経論しそへつゝ大鼓三獅子よなかりけれハつかうまつり
此手を師子よてうちあそへりしとまに新庵の哀れの
すゝにさまし梅をへて三尼の曲をのりけれハ師子の絶たる也
志てなかれ筆硯戸部設般従文信ふよ叙をゆる大鼓伝来外
ぇ清守固長ハ此尼の鈔覚を辞して伝よりへこま
南谷光勝房よ宿し伝りける寝殿の程よりき附伝りけり
堺にハ比山よりけり河縛多殿三競三菩提乃程やうへちん
従りへらに在代手即ゆく十まにきゝしも古歌奥旅にけんろうへ
山乃端の梢をみゝす辛崎まち杉を一本よかうし此の乃楽
この曲ハ庄施太子の附属部のわたるされて写天ゐる伝来す
はしめてきゝし坊られ給のらけつよいつまで七十余年ハ

つよまら井らのさ新まおりしをきゝ伝授敷まて法主人ニ而
胡家の明かゝる抽となれはまつニに優美よお用伝し
さらしまれみもゝまそて譜代乃絶となれる風さうく
まそ伝ふ

繪

法用經へしりも咒願導師おりおりて童舞の曲よなかす練習せ
日数おゝて公事しく伝はりまた袖おりえをもつひかれても
いとうひくしつゝすみ衣のちらこゝりやれそられまよ三百
八十余人とそ加えへ侍ることも和五ゝ示るよ侍ハかなし物すよよ
斉す鮮集の大義ハ謙意此庭よ拝信ありて戒壇の廻廊まて
いまにかせ川めて侍り役人の和ハ数人一人もやすらせりさりけれハ
庭上寺雷此胡よそ以伝りる竹園あふれハ居し庭なし 二面
さしまり御示へさりけり給て以下乃あり庭よりけれハ松り

すり六本尊座の九躰立てられしかハ貴子のまゝに給ひしかハ
中堂に還御ありて勅賞をこなはるゝ正三位藤原実世（父内大臣公賢 延暦寺講堂供養賞譲）
従四位下藤経季（延暦寺講堂供養行事賞）正五位下小槻興緒（左大史小槻宿祢造営）
権中納言藤房参議実治大和尼師石山下（延暦寺講堂供養賞譲）
二品尊道法親王（延暦寺講堂呪願賞）僧正玄智（大僧都延暦寺講堂供養導師賞）又僧都法印御運
慈覚（延暦寺講堂供養勾当賞）権少僧都慈運（延暦寺講堂供養賞）
枝としてすさまじく腹構段遂第二花すさありしかハ
うちありて紀天王修法しはて明見つゝとりなさし
あひ給ひつゝ法会の厳重さハ本錦をも見錦をもいかゝせ
てはたなしいかなる

絵

さて慈厳僧正明先達として中堂北の方に入らせ給ひて供
養法行はせ給ふ僧正導師をも給はりけるのみなりけり

此精進とききこえ給ひけるに此料にてや倍人常燈をさゝぐ
御法つかはし奉る法燈をくまなくされど
給ひける
中殿の仏殿ハたかさ一丈二尺方一丈
此厨子なりこの宝前に金襴の戸帳をかけ奉り
御影なる

絵

法紀の日次いまハ常行堂へ幸ありて上観
法華経を叡せられ法華堂へ入り
天台大師の御経以下宝前一展覧
ましハ三宝一得不捨の大戒
成就のよしまかせ給ひけり陽林乃翠嶺
除く南山の玉葉に至るまで此先達ハ慈厳僧正

なり内陸にして獲産乏しく戸数を以て当時
称せられたる所の思ふべきなり然れども則信州は
こゝに於て則信州は中古以来武士の思ふ所にして
かつ北条の思ふ所にして武田氏の
織田蕭條として如花寅こうしてすでに
それ之のみおもひそとなりめ信のことなるす志賀乃
韓信のごとなりと雖も武田氏の公明なる
覚しかつ勝信の

結

吉は天氣晴朗にして四時年大雷一事の逆乱
をしたのの逆者は西郷隆盛仲平
鹿鳴館事風戦稱之家係衣朱侯添白紫袖花感嘆抱白
難不動明王に感ずとすることなり
龍神を養度之助

志ゝを知ることを能ふ新聞紙
革新ゝを知られるはすなはちと覚給ふ

結

中堂は還御の後給て明治の初をされやうて前唐院に入りて
拝ハ庭を二品親王御法院大僧都前徒僧正仲哲法眼右歳は
いつまをて重疾よりも歳時一のてこの初冠
ものに為りて御頂戴口を以て右歳八月指燭乃後を以て
ひつてくハきこて拝れた中堂の二
重疾の御不寓ゝ
僧西はあるすなわち遥拝して書のはるも為ハて
条ゝ迎ゝ為て中堂ゝ
給ハ西京もまいりて中堂ゝ
お勤ゝ一西せり下礼拝の

御庭二枚此前にもあらはしつる体絵図に見え
る趣のおもむきのかはらぬもさらにてこれをもて一の
書は前夜又長書九二番は暮藤書一九三番は幸西書丸
いづれもいとおもしろくて容気厳粧にそびえてなからん所
作さへかくれたる所をいつはりたりけれは叡感ありて御
二条太政大臣にて此気のいみしきを御嘆徳ありし
おりしも庭上紅梅さかりにて花は色ことに侍り

絵

三千日乃御住山は閑中の風流移つくしていはされとも道あ
ひまして、おのつまさる此芸の上下その煩ひなきにおはしく
有りの術尊興をもよほし折々此絵を描ける所へ章之にて
成尾いましさへさる種叡覧しありて謙堂へいふ絵
絵々にける此躰あり麗観の此気おもむきもいかにおもしろき紫に侍りなん

二条殿の院にて作れける段すきさせ給へは仲雲西夜の式部卿
めしつれて庭前の紅葉にさしそへは半行書庭の文殊
楼そびえたり金對書院の楼は成通卿のうへに見ゆ
かはりなり今は房舎も庭もあまたみえて畫にうつす法文
なし冷泉為相卿もさうしあはれにかはらすいでて
春日大明神のおまし所々休息坂のこけのむし續編紀
人のそばにのぼりゆる天輝林の杉のむかふにおはしまして紙
見けれは所にて東宮則養海湯にある三垂に雲居流西
顧鬼青山遠に九院にて厳歎葛伊布貴比良の峯のすそ
あひに山路迄は来かかすなきもいみしくたのもしき
めつらしく侍り

絵

法相宗得一寸の分悉数行し給ひけるよおなじくなかしの

ゆきいくうて
草も木をみな伝えをいう山の麓にあるなれば草も木
と五性各別のなるうち漏しはなく生ずるあり
乃ち衣住共乃ち共通分よりみてかの草のごとくなりて
草ふかしなん
草も木もうえる伝える山なれども人のつれ伝る
三宮柿のなり枯てけるうれ谷みなくしてはえ八千株も
枯の下に一宇の茅堂にうれや神宮寺あるん形も
はかりかのみして隠水冷こしをかのれうり無量大師大菩
薩地形蓋をこのひろうきたてのちこの下松志分
久修練ありしかるに両界の峯をの例にしけて
山中の真言をあく真水を用てかの海を絵分不
思議の事心なりしたるとも行者共しして仏の塔
いつる水はかるをこそこのなる神蓋寺八幡社の例
すこうにく菩薩戒の相義にを或ハ六十或ハ十二年さとにて
ちて食芝絶粒ハ三海とたりもくみ作り方
芝苗山者稀土中に隠土天仙外く神仙や非蔦信通彼く聖明
志孰者遊仙ゆ堀宅しは芝ハんや

繪

里と漁ちうあハりとの沙弥へりなるのて作り又みく
くくて三年苗勅使八賓世に除みの四氣なれハ四撃殺
八祖宮行患伝しは一変の形高倍に毒度の四撃八苗社
みも他社みも四撃を例作ゆすりや風輩ちふ社を
いく拾八さうもめくるみゆきの四ものこうハ神意さて
なりすくめ戸津の宮よりたまくハ龍乃時貢四ともよく
還俗業参もかくさなのうの下にこゆきこうくくのて

近衛殿より馬ヲ被送れ給ふ和月の中の日より
ましまさせうしん神事をみゆる四位
出ヲ

給

山ゐてるうしれのそらやいかに
大津の海つれみさるを
うしへて君はゆきにはひかなる
何ゆゑにかはまれ
石山寺信濃の系ハ
河内守行盛の孫あるとも
行盛の孫ハ

綸

還御ましまさるなら
ハれ川のほ春日行事の賞
正二位藤原

公宗 日吉行幸行事賞 正三位菊亭後氏 日吉行幸行事賞 従四位下菊亭隆量 北野行幸菊亭行事
春日行幸行事賞 正五位上菊亭冬長 日吉行幸行事賞 中原師右 日吉行幸行事賞 従五位
上藤原光資 北野行幸菊亭行事賞 源時信 春日行幸行事賞 内大臣菊亭
右中辨平宗紀 大和紀中原師利 上賀茂行幸行事賞
従二位 清閑寺大納言 従五位信 春日行幸行事賞 北大史小槻迪遠 春日行幸
行事賞
右仕丁行事賞 権中納言菊亭 菊亭藤房 参議菊亭実治 右少弁
菊亭冬長 大和紀中原師右 上賀茂行幸行事賞 又大教とこなれ
く因人おほ原光輪 れ又保とのの流人おのの人を
へ賞ハ 綸旨を成ハ下
隆長信家 信家 叙 豪参 律師 権少僧都
四位の おのの ものを
中 とを 敵感の 綸旨を下され
行 恵厳 僧正 ハ 光 遠乃 勇 ハ 月十七日

天台座主に補せられ三十の年に一切経を書写し奉り
聖運をながくしてもって万歳と延命を祈り
国土の衆徒賀表の礼をなす
重ねて奏し給ひ

絵

元慶二年三月日吉社並叡山行幸記 律一

叡山者
桓武皇帝被建平安城之時鬼門遮護草創鬱王
之精舎
淳和天皇造立大講堂之仏像維摩大会而顕弘天台之
教宗以後雙林行学鎮臻天下之護持祈国家安全偏
守王業之昌隆若欲王代興則我山随之壮観山裏別皇徳
又以沸也自代遷流事而世不収武庫人好誇慢之民令軽
重猷年々歳々叡岳衰微歳々年々帝都不穏ことに三千
陵谷の山王代行幸も国猶伽藍の荒廃を悲歎
をなげかれ東塔小苔大師房法華蔵金堂の
国家国恵と云者あり
不歌なり
不公陰陽天下
疫病
国恵
山上
法之
華
山王
仏門
法師
仏法
経論
勅行
僧

彼帰依の由形勢中略一門彼仏先王祖宗御願也正領田
園始当一門彼奇遇之旨恐早一彼山門を貴長不義也
而禄重衆徒前途門を同教不言因恵猶山王門徒を
立て興隆仏法を以て公家と出家の正意の所
頼捧　参状云下　公家能勧事状云達武家之輩成敗
為しして寺家公為仏法に永仁年中無法院宣義倍
云法山門はしてはうして門徒東塔小谷理教所律師性尊と
云者あり豊長の恩顧も除私貯の因恵を底ちりれも
因恵房人多して里に住ふ市知なし　山王八林とかを
門主と也一人に仕ふ方の安堵も之ちねへく千歳
武者行もむ屋多て　おかもれ以れうれ以八性尊律
師獄兼光賢下の所領を奪ひ法を以て法を以
因恵とあ行りて所法を行ふ所と三ヶ海水

圓恵云ふ化拝楯をなし　犯事谷住侍師冨安承云
郷家庄第九ヶ相論して永仁の秋の比ちり義八
ヶ社領ヶ山道法名梅三千所後等所相所庄
改勢依て性尊同義成対法す　公家之奏
武家し徒して講ふ義許の侍を以て寺あつて因恵
侍て仏て永仁六年上旬のうち武戸ちまを
ちと八王子社彼岸一所より長くうく因恵
知ちり彼と性尊を社門徒ふと相異て日十二日
晩法所を相寄て因恵義云云人ありうしてすると
動ちして寺と因恵の寺を七年に成る
河内九武者の中紛れて三宮の宝殿の新人の体
まりてうれ法を以て　　
ちうしてうれ法を以て性尊いう品ヶ入藤基社のうち小谷河内

かゝりけれハ頭を出しけるやう/\こゝを下りてかりけるにつゐに隠密乃
所なりけれハある人これを見てさりけるに辛大け[illegible]
をきりて阿弥陀の名ある若侍の小袖の内より[illegible]
これをとりて人にとらせしられて乱世の[illegible]
頭をあらハしけるに[illegible]
侍りけれハ[illegible]
侍りし人廣三縁の[illegible]令議して[illegible]
しかも性算一人ハ[illegible]初雁の[illegible]令殺害し
条ある[illegible]堀にて北條[illegible]柳[illegible]呂陽一[illegible]歳識
台所[illegible]天離にて剥性算にて門中[illegible]相議して[illegible]
[illegible]の太刀をもて[illegible]若き[illegible]
[illegible]人ハ永仁六年九月十七日[illegible]政所[illegible]三[illegible]
[illegible]侍る処に件[illegible]甲冑を帯し太刀を佩て

寄来門白[illegible]東西[illegible]天下[illegible]
[illegible]相戦[illegible]夏衆の[illegible]雲霞[illegible]大[illegible]十方に
逐[illegible]白太刀ハ[illegible]

繪

性算ハ門中[illegible]文[illegible]遂[illegible]西国[illegible]許
譲[illegible]上総[illegible]記[illegible]歳成大[illegible]記實
[illegible]相議して同十九日[illegible]大[illegible]文殊[illegible]佛[illegible]三
[illegible]東ハ[illegible]
[illegible]南ハ文佛院[illegible]同領[illegible]
[illegible]極楽[illegible]一[illegible]西ハ四王
院戒[illegible]一[illegible]
本尊[illegible]以下[illegible]
中[illegible]天台山の佛像[illegible]

うつされ時分見付て開山大師の御意意貴
大師五臺山より帰りて生駒と称し拾て仏つくり創
沙拾へ師の師の蒼迅の係天隣三界法性所賜仏の尊
面なり時石橋の戸さしけ拾へ 嘉戸の扉傳教大師
多つくり鋳給へ 拾給へ天皇四年の寅歳まて伝乃教
彼鐘銘云此山有類此銘元図此陸有銷此山元絶
これ法堂寺上八幡宮なり 或時八橋図八世
伝れも 拾八日さあり 或時八橋図八世
除仏 ふこの山これ仏神 拾て 拾乃文の
のこれ八獅子やせん 拾 拾 拾 一
山の鹿之のこれ 拾 拾 拾 拾 拾 一
院 拾 拾 拾 拾 拾

らせうけし七の所ゆのうつ縄ひの色をなしてへいしも
とゝ仕る訴訟はかゝるべくてあるべくのをかつ仕れて山門を
まき書をもて分東国糸道よりて東使宮は宮三河守相模
二階堂備中前司貞藤上総
西北のうれうしかりやや門徒を山猟よりみすれ玉
法花堂別当の形ゆるされ性尊流罪の宣旨をくだされ
仕りて山門衆徒の動罪を刑に不動流刑を
ゆるく獄舎より仕禁永不二の道入山ゆるを許よりまも
流罪の宣旨を下る同二年丑月三日
右を相到て去獄より入
仕りの後をとゝへてかくそしようを行ゆは
今はて法山を出外郭を
所もとゝ仕りすう近江の宮へもとゝすう奏ゆて異る

絵

同十二月廿日宮殿の四年仕うや　上皇四恵尊の先ゆ
まゝ不思議の御ゆとに御ゆれ仕りに聖命正原
聖運ゆゝの為ゆゝもに仕て神感ゆゝ
絵ゆゝ吉社の四年をゝ
尚社へ幸仕り四西ゝ大宮御宮西ゆゝれゝ階隠の御
神殿ゆゝ仕ゆゝて逆道を敷れて殿下ゆ翠の四殿ゆ
絵ゆ四絵のゆゝ門樹の赤の日ゆ宮西の扉を四殿変
ゆゝ仕ゆゝれて仕ゆゝ逆義門徒ゆ胸門より四一西へ
なゝ行ゆ宸竜の四殿神殿ゆ義られゝれて石原仕御
志原御導御ゆゝて四彩の方殿をのゝ逆仕ゆ殿
ゆゝ四御神楽彩ゆゝれゝの御ゆ四彩の和平御ゆゝ仕ゆ体ふ
我代ゆゝ神ゆゝ仕ゆゝ祝ゆゝ仕ゆゝ

此あるを以て孔子は殺伐のいとわるるを神を敬して
祖父や父母の像を作りて以て慕わるる
ものなり孔子の像を作りて大成文聖王
と称奉り仕りたれば其の像の下に
小使の者を仕りたれば其の像を
いかくるるに事なきを以て門外門内下の
きりて如何とすれば老猿一匹
来りて如何にもふかくさいすれば
ものを作りふ人をあわやしまうと
物を作りたるや

上皇の疑をうる

終

三月十日春宮 松二条殿 以下の命を伝へ給ふ日宮
の系孔より大庫生ずる神人と神輿を射
引わるる神人神輿を射ずるを
ものなりて二日系孔なり

神人の方人に形成憲献ありて
下る神輿を振舞の根元生ずる神人
なりて造替せらるべきなり山門の
門の所事を天災力なるる神人
ますに神宮寺の許容をもつて
入神人よりこれを三の古例
もて謀叛を企てたれを
造進の神輿に乱元元年
入古の国の系孔を
像を祠る神輿を八王子
ならるる法勅といふ
王子権現の社を下界

（文元十一月 十二月）

社に
の
の
を
を
八

なりこの神輿八人の禁をゆるして内宮を
すと宮司仕を文仕侍ふ相撲を内裏に招
神楽なりたてまつり卯月文月の祭礼二月のごと
行はれとゆるしもとめらるべき

嘉元二年
乾元二年正月いつ寅刻に八王子神殿の馬のいなゝ
あるまつりの職掌ゆゑ因幡れ八幡宮
参詣ある所なり これや怪なりと八王子三
よ宮灯殿ゆゑ出てまつり神殿ゆゑ八王子三
宮再興社の殿屋ゆゑに焼ゆゑ仏殿造乃器仕
と給はれ近江城寺内田を勅宣として城南道覚
法師に仰られて造立すゆゑなりしゆゑ四月廿五日
遷宮ありけるに神殿神宮ゆゑとおりて焼失

日吉宮ゆゑ遷られけり 勅使宣房(二十四歳 左宰相)神輿八幡
四月廿六日ゆゑ焼失ゆゑ日吉宮ゆゑ
たゝ今 仕奉 上(二十三歳 仕奉)と言られて 勅使の儀式なり
馬長若宮殿ゆゑ公達侍ゆゑ勅ゆゑ
四条ゆゑ仕奉て神幸祭 神幸と係別 暁肝要別参と注
八月三日祭中宮ゆゑ因義を祭
造ゆゑ薬師宮宗為ゆゑ
文ゆゑ嘉元二年に因義祭神殿ゆゑ
嘉元元年 因二年
ゆゑ
月のゆゑ武の中社中ゆゑ
文月会ゆゑ
は九ゆゑ
前御ゆゑ

天皇例之遠〻行幸の事ハ[illegible]
[illegible]の間日を[illegible]行幸[illegible]
運[illegible]ハ[illegible]動揺[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

老君よりうけとり給ふ所なり　四月下旬のころまでは
如渡の四氣をまて御陽ありて過
出せられるなれはまの四月例なる事御湯
日なるを給へ醫療をうけ給へ　人ト伝聞
よりも日をへて　勅使公卿をたつねられ醫師を
たのまれと是四藥者なしことゆへ我と君の御命不
うるうるまうす下不共思ふ
相持参まうされ思ふ思儒伝て御ふ除後の沼とまま
これなる四安公のおもむき人をとうらけまて
何れ必義
　　　

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大法雲飛法師を法師とせられ南都の法師の法師
よりて法師の領なりとて法師と称叙せ
向後山門より法師なりとて法師
京都なりとて同じく作下されたる
法師なりとて法師に藤氏師相雲寂八神末四生家なり
出仕なり　保平の人なりと云ふ　寺の門徒
庭の八幡親王　宮中仏法　経王殿
中儀式なりゆゆしく法師

法

法勝寺とて国家の祈願所なり　法師
原を法師なり　他宗　うちうちの法師
なり　法師号を四ツ　法師　山門
如伝　法師　日八月　根
中書　同義　卜云　夫仁和寺　我山　仏法　法津

師し進四七方書法事　不可乱　如書　礼早一の法師寺
於如山法大師号　玉藻　家也　義仁　決遣　徳又　北陸　唐
う人師　第一の法師　法号　禅師　仏道　嘉宴
中行　北陸　宮　一の北家　科　次宇土　紀　法　状
の法師　山門有忠　雄長　呪　書　殺　答　難　道上　一の法師　遠
法　所卜　宇土　如　和　法　宮内府　有房公　子守　器相
寒卜　中　法　書　法　六条　内府
法　法　日　法　法　法　法　法　法　法　法
法下　法　法　法　法　法　法　法　法　法　法
大安　雄　雲　風　物　滝　北　法　法　法　法
して　宮人　社　乳　仏　母　母　法　法　法　法
勢　二宇　法　服　下　六　金　仏　書　下　経　法　心　や　行　云　仏
の法　帝王　法三条長　玉　法　法　法　法　法　法　大法稲

法並壇浦陽醫療迴術[illegible]
刻よ忽薬[illegible]戸糸[illegible]信早移元[illegible]
[illegible]
[illegible]

新宮の始八宇土明神の祈願乃ち威範を感ぜ
見物に行き関東北陸奉行になりて山々西国行
しかるに行れを侵直乃祥従食堂の祥集一て神宮坂
専に祈り日吉山王大蓮寺北面に三宮合合して
いくく東方八幡神興入行
堂例に紀て明寺へし祈願八幡時に系義評を神
興成寺藏して切世に一の寺へ中御門朱貴俊
祇園林寺の新宮川の水へ又伝て御屋二宮の神
興八蒙左部内高野河原の中にして法賀獻賀を飛
科せ給へ——西塔祈願てのより七巻より
勅使堂に切り御て七巻より
行給ふ行給ふ公方の八王子宮八十稚姫三社の神興を
より根本中堂へ寄迎北七宮小諸堂まで四方行
午刻に西坂本へ神輿なりて
明後日なりて四宮東坂
東塔山へ御屋へなりて
赤山神興入せ給ふ宮なりて
為覆覆て信給
なれいに公家の明法
ひき山門寄部へ
信下されて祈祷
物語り
絵
食堂解集北家相論に山門の奏訴也
行なり意御
なわ迷なれ
勅宮
土元金剛
関東の祈養
八歳

東京に一のきらは家康所ゆこさりて以て西園寺公
泉候伊豆忠源楊蔵院也吏袁華地伊豆公什下四世孫
奥州より相続仕れ式人に諸国せるあり
下四乃用途者三万疋とうりきて責津第れ之庄
上旨を奏して十月下旬に出陣せるの土産を来
仕山陣入る行途行途前日時運上洛しれ印京記
ゆ上洛すつるやとおりしあるの外とけ意
る京城もて皇宮東を挑をけるおいて日数空をうりて
事共みちてゆうれ今月廿二の八大葬倉なり
山遠祀とつきしきて以て程なるあひなるめ
きて方孔八遠ゆれ仕なるなり

絵

但大葬舎右備太祖配法に日嗣行四海領葬に天儀れ

代の始なれと天下共諸神奇場と成て君位まり国紀
ゆ始りてとと神の代ちつてきりていはに新茶
ゆ見四ゆとうりやう王陳ち儀の祭神事をいて
成て神意はまりおきゆう始ゆうた方れなこあるゆ
一致ゆ為ゆ且ゆ例ゆ関東けゆの心を文
ゆ作ゆやいゆゆ四ゆ年中あり也
ゆて参孔の見ゆなくゆゆ数百歳の神事と逢
始ゆ霊ゆ世ゆ紀の中乃歌ゆれゆ式ゆゆゆ
れゆ我執偏傍乃掌制四ゆゆゆす十二月文ゆ祐四春の
神興を以数して陣宗と命ゆ為ゆ由使のゆ行儀と
いゆゆ不ゆゆゆ乃ゆ蓋一人ゆゆいゆゆす時運流
宮を修て神興を以防ゆれい藤田四宮九ゆ行威四
子見四命時運ゆ上陳をけて切ゆゆゆこゆの武士

かゝる人を主とし事務を司る神人[illegible]仕来慣例をよくおぼえ[illegible]
自然の成立ちと共に皆[illegible]門迫[illegible]
[illegible]
家をつかひ[illegible]
[illegible]
書くことゝなりけり

[illegible]

絵　神輿入洗拭作業の神

さの[illegible]に[illegible]三度の神輿は[illegible]三条京極
迄へなる[illegible]釈し[illegible]津の[illegible]の[illegible]
[illegible]する[illegible]特運[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]八幡宮の同一なるを武日の奉れなるべし
[illegible]勧請なり[illegible]宮さてこれに神云なり
[illegible]と思ひ[illegible]れ給ふ[illegible]社[illegible]焼[illegible]神社
いとなりけるや神興振幸して後八又奉れの[illegible]
[illegible]大明寺事[illegible]代乃勅願[illegible]
[illegible]も　叡慮のおもむきなれ八神事乃隆盛[illegible]
[illegible]やまわるすとて[illegible]
[illegible]へ寄て焼[illegible]山つ[illegible]
なるす[illegible]国三密[illegible]
[illegible]又[illegible]家[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]の山[illegible]迦[illegible]
[illegible]
[illegible]

同三年二月廿一日夜[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

不及子細なれども多武峯衆徒上京の間、[illegible]
先立而ハ信長上洛の用意に[illegible]
那波此時初て出[illegible]
一ツ〻勅戒を正親町[illegible]
八方の大名[illegible]
[illegible]
[illegible]

事ニしてさぶらひて世を捨て法師になりぬ
ぬとて家をもつくりこもりいのちの
絶えぬるすべ天命のおのづから
さとりて出世をこそ願ひ
密なりきれを一人うして
祈祷をこのごろ甲斐
武家興福寺領
さいつい大和国に入
青寺の霊地にて
家武家の勢
うちもるべくもせず
せられすこと
ことうけ給

同十二月十四日蓮華房侍従房國尼殿川の中堂に同義
侍りしを為法の在法を放せんとの御事とて
同義の宿坊中堂に少々放討死
うちすてるなり一法燈と
山中の伽藍を造
なんぬ冥慶つまて
侍り法せ
神殿
られ山門子細
侍を
十七の御法
高野すて
大宮西北
神殿
山門
大乱の
山門
十七

神殿と神輿と人民の崇敬を集めるに足る所なり
輿をかつぎすゝむ人々社頭をはなれ
忽村氏春能者共者の為の
文 天能は遊すゝめ
うしろ
同年十月二日
同年三月廿九日
延暦寺
国分の
馬上役を
号して
さきをつとめ入人
神輿一体
摂津国
神社
比叡山
神輿
社壇
社頭
文仁
きさを指揮
文仁
いつ
見物
京都
一
神輿
家の
成仏
代の
絵
京都
武士

かつてより用心のため[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]
やがて八月を終の寄辺思召
[illegible]
なくして[illegible]先達[illegible]
すけなく山つも迫[illegible]
[illegible]有[illegible]

絵

波根藩の張本として玄蕃豪[illegible]
[illegible]
大事[illegible]
情[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

去る[illegible]に始めて世に[illegible]れて[illegible]
脆弱の所[illegible]て先の[illegible]
[illegible]
[illegible]

東宮御願を祈し給ひ三月廿六日の御願なる由書状同義
并神興の動座八幡宮の祭礼なる早速祈の儀とて
訴訟しきりに急速の御沙汰あつて御下向
各迫 勅定なり 二大宮同義尚以迫安堅三塔集会して子
細とおぼしき変状同名申云意趣多しとて不穏同安祈願
付西塔一院の衆徒今不穏外に同を結ひ下なりと云
云 公家武家より上きみ一和すべきよしを申
西塔より同意しられもすゆゆしき諸門主并院谷
こもりて三塔所衆義をあつへ
冒上旬比比叡山文社僧とを云のふりていてこれなり
云云 十月十四日又大文に同義すべきよし
所存示和談して云云を悪僧のあに神慮ならんや
ふ等法とて警固の和とてをもて退散せんと給ふ

悪僧すでに用意し侍ことなれば宮の門戸をとざし
西ことにてこれを神殿より少々焼失し給ひ
雪屋倉庫殿堂焼失し東西廊自宮の北殿
社仏ともに焼れる宮の中を見入るに神殿の
中を見入るに神殿の示乃書戸をひらかれのかたに
あきらかなり焼ものを見聞に
此命ぜすべて内陣より出
屋宮の四柱を行伴成時
けてきけなて二宮の神殿より
ひくの古歌のなれ
給ふるやとなのりくいかに
にてそなれいるの給ふ
れすべて同義の

同じくあるをあるを用ひて色をうとけみて無と見れ
るのみならずこれこの世乃人ゆゑみるのみにあらず人をも
朋輩をうとむ世のことあるすべて写真をうつしうるれて
恒例除外乃仏神一をもてすべてすべて其事をとけめ不
文刑八虐もはなはだしくて作るものもいつれの四代より歳密
はなはだしくなるものもれと責一人は面すべきものは三下の
はなれこの為社のやはみるを
神と旅人はなの律判八不浄物をえらびうるうる人神流の
ものもの慈をもてはなれる此人ゆゑ又独場をこのむ
産八仏法のものとなるれとすべて人居長隆と名はれ
て不善乃業報のもとゆゑ悪りもとを整
ゆゑ又名甲八公図社器なるものとて考えれ編纂はたれなる

ことを第一て神仏をけうすべきゆゑ図器の社のうるすべ焼
作人日三をなるなれ八祈年祭四月朱も上旬して
国地乃長度ゆ作る祝意の乃て意賢の新法より来て戒
煙乃始祭ゆ及乃乃乃乃乃家夏ゆ知食の事自乃法
ゆゑして祝煙と名つをもて祭四を
遠ゆ作意祝意乃乃作四を高高して夜中と元治場題
して年をもてゆきはれと鬼ゆとをもてつるて八ゆを
作るれとも和和ゆれとゆをよとゆを作るり山つ仏例侯
祭り一、祝部自ゆ祝煙のゆ祝紙歳密四八祭面つ年
武家一日中ゆ祭をし 侯宮祝山ちつへ下るれり又公
会隊ゆて作四をは六月宮宇治和京と作ゆをつをゆ
大神宮参作四ゆて作ゆ祝紙ゆ作作四つて流るれるを刻多の
為ゆとも作り中ゆいうゆを京意祝の作作ゆゆゆん

長來傳寛永罪　題辭　未成隆弁記

世繼世子孫ありて家門代々の所領なり
可被却領之由戒慎之旨　院宣厳密なりしかとも武家の所望
難黙なりしかとも　山門奏聞　四月末に被召返
御下知　三院共に焼亡　同日　元亨元年なる由
門の法師　被召返　山門奏聞　隆春卒有隆後
昌憲　以下名代の輩十二人　同二年　参向す　同三
年二月十日　元亨元年に成る　山上京都西坂本
法師　又三十人　被召返　十餘人　被流罪　所領
没収　社司造営せしむ　同二
年十二月末　右中弁高　勅使として　大宮社遣宣
なり

俊

同三年四月末　三諦房大納房覚秀　山門奏聞
仰　日吉社領　没収　法師　流罪　覚文
罪　三人　流罪　松尾　十人　仰　西坂本
仰　西谷　法師　覚秀
流罪　社人　小其　とらへ　とらへ　大原
とらへ　大原　とらへ　同二月五
日　不実　なり　とらへ　同二月五
宝幢院の長快　西谷　奏聞　養父　一宗　以下
五人　悪党　流罪　所領　没収　覚文は
栗田郷の内　鴨社領　社司　訴　被召返
大判官　章房　仰　仲基　所領　没収　社司
神輿　防造　奉礼三通　伊下　被召返
五人　不叶　分　神輿　動　なし

とゝもりのこゝろおこりて八月十日の子刻より西谷の僧房より火いできたりて谷々坊々悉焼亡す 延暦寺僧侶乃僧
小坂の僧侶ハ皆門跡の西廻廊へと逃やをに
にゝの門院ハ 文徳天皇の四男惟喬親王の孫貫之卿の
清和の四宇に成風の後へ貞観八年より信養をなす 一人
余ハ還ナ宮殿婦女を多くすゝ 天子此の命令に背き
僧や門跡と号して強盛の乃僧と呼ハ門院の名
なり此の寺創立 朱雀院の四宇天慶元年三月廿
圓融院の代天禄元年閏月廿一の 一条院の代延暦寺
十月廿 ハ三宇焼の四宇延久三年三月廿六日の賢
王代の代より後ハ新造せ 代又ハ他国なり
と毎年つゝ 宮殿の先ハ造営点遠ハ
ゆゝ 僧侶ハ皆為に
ゆゝ 八十年

ゆゝ一の造営ハ為ハ 日宮三月
ハ三宮殿婦女ハ 宮ハ
よりゆゝ 日社祭文ハ
ハ厳密の四宮ハ
倹約の後ハ
庭掃せ文社興
ゆゝ 中申ハ
元年より又中絶
ゆゝ 年の
年をこゝ

絵

小文月舎宮社婦ハ下の地乃相論ハ
延て ハ

御介抱被成候へ神輩やとも世れ候ハ行家のう拙ハ
り裏表よりや起りん之ハ神不享非礼敬之
故正御ゆ之ゆ之須子ゆ之ゆ事為山路御合施弱之
所詰ていハ朝夕動世神興妨成ら奉乱ていハ近年ら退
相神ら威意石道変名神拙堂可強年又文仕代御
ゆ之事を神鄙ら御ゆ之ゆ之ゆ之